

精華町都市計画審議会の委員構成について

1. 背景

都市計画法第77条の2に基づき設置された精華町都市計画審議会は、都市の将来像を定める「都市計画」の決定等を行うにあたり、都市計画決定前に、調査・審議等を行う機関です。

現在、精華町では、学研「精華・西木津地区」に続き、学研「南田辺・狛田西地区」の開発を見据えており、従来の学研都市の「開発」によるまちづくりの視点から、学研都市の「維持・発展」によるまちづくりの視点が必要とされることを踏まえ、委員構成の見直しを行います。

2. 現在の委員構成

表1. 現行の委員構成

現行	精華町都市計画審議会委員委嘱選出基準要綱に基づく基準
1号委員 (学識経験のある者)	学識経験者選出基準
	町の都市計画に学識を有する者
	町の都市計画行政に対し、関心の高い女性の者
	農業関係に精通している者
	精華町体育協会を代表する者又はその推薦する者
	精華町農業委員会を代表する者又はその推薦する者
	精華町商工会を代表する者又はその推薦する者
	川西土地改良区を代表する者又はその推薦する者
	JA 京都やましろ農協を代表する者又はその推薦する者
	その他、町長が必要と認める者
2号委員 (町議会の議員)	町議会の議員の役職
	議長
	副議長
	総務事業常任委員長
	民生教育常任委員長
	予算決算常任委員長

3. 委員構成の見直し

今回の見直しにおいては、学研都市の維持・発展の視点から「学研の視点」を取り入れると同時に、都市計画の内容を早期の段階で情報共有を行うため、「関係行政機関の視点」を追加し、以下のとおり各分野のバランスがとれた構成とすることで、都市計画の内容に対する多角的な視点での調査・審議を行います。



表2. 見直し後の委員構成

見直し後	各委員に求める視点
1号委員 (学識経験のある者)	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画に関して、学問上の知識と高い見識を有する者 交通政策に関して、学問上の知識と高い見識を有する者
2号委員 (町議会の議員)	<ul style="list-style-type: none"> 精華町議会の視点から、精華町全体の事業・施策を踏まえた視点を有する者
3号委員 (関係行政機関又は京都府の職員)	<ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関との連携を図り、計画段階での早期の情報共有を行う必要のある者
4号委員 (精華町の住民)	<ul style="list-style-type: none"> 農を守る視点から、農業に係る分野の知識を持ち、見識が高いとみなす者 商工の発展の視点から、商工業に係る分野の知識を持ち、見識が高いとみなす者 学研の発展の視点から、学研に係る分野の知識を持ち、見識が高いとみなす者 住民の視点から、まちづくりや都市計画に関心を持ち、町において活動経験を有する者

4. 今後の予定

令和4年3月 精華町都市計画審議会条例の一部改正について議会に上程
 令和4年5月1日 現行1号委員の任期満了に伴う、新たな委員委嘱より新条例の適用